

## 令和3年度水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務 仕様書

### 1 委託業務の名称

令和3年度水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

### 3 委託業務の目的

令和4年度末の策定を目指す「水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)においては、水道事業の現状や将来見通し、経営上の課題を整理した後、広域化のシミュレーションと効果を算定するとともに、広域連携に係る県全体の方向性を関係者間で検討し、整理する必要がある。

そのため、令和元年度に「水道事業広域連携シミュレーション等調査業務」(以下「令和元年度業務」という。)を、令和2年度に「水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務」(以下「令和2年度業務」という。)をそれぞれ実施し、現状把握・分析や将来推計、モデルエリアを含む多様な広域連携シミュレーションによる効果算定や宮城県水道事業広域連携検討会(以下「広域連携検討会」という。)の地域部会単位で、事業体間の経営課題の認識共有、広域連携に対する意向の確認を行ったところである。

特に、令和2年度業務においては地域部会単位やモデルエリア単位での「水平的な連携」について議論を中心に実施したところであるが、各事業体の考えの隔たりが大きく、広域連携への取組みは想定どおりの進捗を見ることが出来なかったことから、これまでの議論の方法を見直すことが必要となった。

令和3年度においては、既存事業体の枠を超えて水道施設等の最適配置を考えるなど、「全体最適」の視点に立ち、有識者等の意見も踏まえながら「水道事業における県の将来像」について水道事業体と一緒に模索し、令和4年度のプラン策定に向け、将来像や取組の方向性について一定の合意を図ることを目的に、広域連携検討会などを活用して議論を行う。

#### (これまでの取組と今後のスケジュール)

##### 令和元年

- プラン策定マニュアルを基に、「現状、将来見通し、課題」など基本的事項を整理
- 多様な広域連携シミュレーションの実施

##### 令和2年

- 経営課題の整理・広域連携に係る認識の共有
- 広域連携の意向のある事業体の支援(県内先進事例の作り上げ支援)
- 「本県における広域連携の姿」の提案

##### 令和3年

- 水道事業における県の将来像の検討
- モデルエリアにおける検討
- 水道広域化推進プラン骨子案の策定

##### 令和4年

- プラン策定(実現に向けた推進体制含む)

4 業務対象事業体

宮城県企業局及び県内34事業体

5 業務内容

上記3に示す目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

なお、下記に示す検討の実施にあたっては、広域連携検討会（設置要綱：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/suidokoikika.html#meeting>）を活用することとし、受注者は発注者とともに事務局として出席し、助言する。

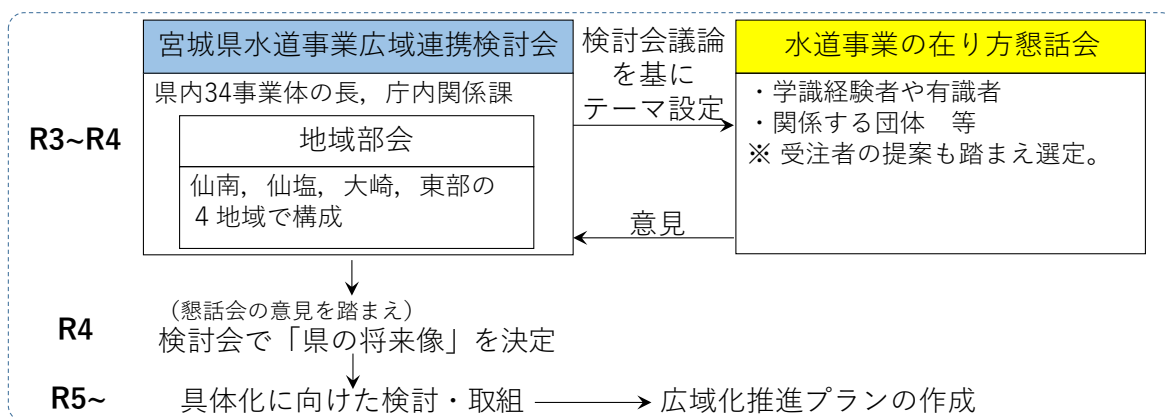
さらに、下記に示す業務の実施にあたっては、令和元年度業務及び令和2年度業務の結果等を用いるものとする。

(1) 水道事業における県の将来像の検討

下記イ、ロの2体制により、有識者等の俯瞰的・客観的意見を踏まえながら市町村・県等の水道事業体による主体的な議論を展開し、「水道事業における県の将来像」を定める。

※ 発注者が本業務を実施するうえで参考とすべき他都道府県の取組事例（少なくとも2事例）について情報収集（ヒアリング含む）し、下記イ、ロにおける議題に反映すること。

【検討体制のイメージ：参画対象などは想定であることに留意】



イ 広域連携検討会による議論

これまでの検討経緯や各水道事業体の意向，下記ロの議論経緯など踏まえながら「水道事業における県の将来像」をテーマとした広域連携検討会を企画・運営し（3～4回程度），各事業体の意向や考え方を反映しながら，複数回ののちに「水道事業における県の将来像（案）」を提案する。

ロ （仮称）水道事業の在り方懇話会による議論

メンバー（学識経験者や有識者，関係団体等を想定）選定，「水道事業における県の将来像」をテーマとした懇話会の運営（今年度3～4回程度），懇話会意見の集約等を実施する。

※ 受注者は，有識者等のメンバーの案を発注者に示すものとする。

【懇話会開催イメージ】

	内容	時期
第1回	これまでの検討経過の共有／議論の方向性について意見交換	R3.9
第2回	水道事業の将来像に関する意見交換	R3.11
第3回	県内水道事業体との意見交換	R4.1

第4回	水道事業の将来像（素案）に関する意見交換	R4.3
第5回	実現に向けた体制・具体的取組に関する意見交換	R4.7

## (2) モデルエリアにおける検討の支援

広域連携の意向を具体的に有する事業体を含むモデルエリアを3地区程度設定し、実現に向けた具体的な検討や詳細シミュレーションを実施するなど、県内の広域連携の先進事例の作り上げを支援する。

なお、昨年度から検討を続けている塩釜地区2市3町、黒川地区1市2町1村についても、昨年度の結果報告を踏まえた意向調査により、事業体間の合意が得られた場合は検討を継続する（上記3地区程度に含む）。

### 【取組例】

#### イ モデルエリア事業体における具体化検討

各モデルエリアでワークショップを2～3回程度実施し、課題の整理や広域連携手法の絞り込み、効果シミュレーションの実施など検討する。

#### ロ 詳細シミュレーションの実施

モデルエリアごとの詳細シミュレーションを実施（上記イ）し、広域連携の効果、メリット、デメリットや課題等を整理する。

#### ハ 合意形成・連携の実現ロードマップの策定

上記イ、ロを踏まえ、連携に関する事業体間の合意形成（可能な限り首長や事業体の長間の合意形成）を図るとともに、実現に向けたロードマップを策定する。

## (3) 水道広域化推進プラン骨子案の策定支援

令和元年度業務、令和2年度業務及び上記（1）（2）の検討結果を踏まえ、令和4年度に策定予定の水道広域化推進プラン骨子案の策定を支援する。なお、骨子案については令和3年度末の広域連携検討会（（1）イで想定する3～4回に含む）において、構成事業体に提示する。

### 【水道広域化推進プランの構成イメージ】

- イ これまでの経緯・現状
- ロ 将来見通し
- ハ 経営課題
- ニ 本県の水道事業の将来像
- ホ 広域化パターンごとの効果シミュレーション
- ヘ 実現ロードマップ・推進体制

※ 将来推計やシミュレーション結果等は概要に留め、詳細は資料編にまとめる

## 6 資料収集

下記（1）から（2）を発注者から提供するが、ほかに必要となる資料については受注者が収集する。

ただし、資料収集及びヒアリングは、原則発注者の職員が同行するものとし、必要に応じ発注者が依頼書（公文書）を発行するものとする。

### （1）水道事業広域連携シミュレーション等調査業務委託報告書（令和2年3月）

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/suidokoikika.html#r1>

- (2) 水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務委託報告書（令和3年7月中旬公開予定）  
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/suidokoikika.html#r2>
- (3) 市町村の決算概要（平成19年度から令和2年度分）  
URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/yosankessan.html>
- (4) 令和元年度宮城県の水道（統計データ）  
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyaginosuidou.html>
- (5) 宮城県水道ビジョン（平成28年3月策定）  
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/suidovision.html>
- (6) 宮城県水道地図（平成27年度作製）  
（ホームページ上での公表はしていません。）

## 7 報告

受注者は、業務の進捗に応じ、都度発注者に成果を報告するとともに、全業務終了後に成果品を作成し、発注者に最終報告をする。

## 8 成果品

- ・業務報告書 100部  
A4版で製本して納品すること。また、記載内容は発注者と協議の上で決定すること。
- ・業務報告書（概要版） 100部  
業務報告書の概要をA3版4ページ程度に要約し作成すること。また、記載内容は発注者と協議の上で決定する。
- ・各業務で実施したシミュレーション等分析結果 3部（紙媒体）及び電子データ一式
- ・本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないでほかへの公表及び貸与をしてはならない。

## 9 その他

- ・受注者は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。
- ・委託期間終了日から1年以内の間に、本業務の成果品及び各種提出資料について発注者が確認・照会等を行った場合、受注者は誠実に対応する。また、成果品等にかしがあった場合は、発注者と協議の上、受注者は無償かつ速やかに是正措置を講ずる。
- ・本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word, Excel 又は PowerPoint で作成する。
- ・本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。